

プライバシー保護と図書館の自由

【基調報告】

図書館の自由・この一年

西河内靖泰

日本図書館協会図書館の自由委員会委員長

1. 「共謀罪」法案関連

○ 図書館九条の会 廃案を求めるアピールを公表

図書館九条の会は、2017年5月4日、HPで「内心の自由を奪う共謀罪法案の廃案を求めるアピール」を公表した。アピールでは、法案は「国民の自由を拘束し、言論・出版を萎縮させるのは明白」「自由な言論と出版活動が保障されるのが民主主義の基本であり、図書館の活動もそれを基本としている」。「共謀罪は、国民の内心の自由及び図書館の自由を奪うものであり、私たち図書館九条の会はこれに反対し、同法案を廃案とするよう、強く要求するものである。」としている。

○ 図書館問題研究会 「共謀罪」に反対のアピールを公表

図書館問題研究会は2017年5月14日、「図書館問題研究会は「共謀罪」の創設に反対します」とのアピールを出した。法案が、「国民が学び、考え、読書や調査をする行為を著しく萎縮させ制限を加えるものとなり、地域住民の活動や図書館員の活動にも自主規制や自粛を引き起こす」「私たちが信条とする「図書館の自由に関する宣言」を真向から否定し、戦前の「治安維持法」を想起させ」として、法案の上程に反対している。

○ 日本図書館協会 「組織犯罪処罰法改正案」の成立に対して声明を公表

日本図書館協会は、2017年6月15日朝に可決、成立した「改正組織犯罪処罰法」に対して、声明を発表した。声明では、「共謀罪」の趣旨を盛り込む同法案は、いまだ多くの疑念や懸念が残ったままであり、異例の手続きで採決・成立に至ったことに、大きな禍根を残しかねないと遺憾の意を表明している。

2. マイナンバー関係

総務省では、カードのマイキー（電子証明書および IC チップの空き領域）部分を活用して、図書館など公共施設の利用者カードや商店街のポイントカードとして利用するための共通情報基盤「マイキープラットフォーム」の実証実験を計画している。

○ 日本図書館協会 マイナンバーカードの図書館利用に関する説明会を開催

2016年12月14日、マイナンバーカードの図書館利用に関する説明会が、日本図書館協会で開催された。総務省の大臣官房審議官（地域情報化担当）の猿渡知之氏から、資料「マイナンバーカードを図書館の利用カードとして利用することについて（「マイキープラットフォーム」の活用）」（総務省 平成 28 年 12 月 14 日）に基づいて説明があった。質疑では、マイナンバーカードの図書館利用は任意、図書貸出履歴をカードに保存しない、また特定通信によってセキュリティを確保する、サービス ID の書き換えは認証端末以外では不可などの回答があった。資料は、図書館の自由委員会のサイトに掲載した。

○ 自由委員会 「マイナンバーカード」の図書館利用に関する緊急学習会を開催

図書館の自由委員会では、2017年1月30日、大阪市で「マイナンバーカードを図書館利用カードとして利用することのメリット・デメリットについて、総務省説明会での説明とこれまでに得られた情報に基づいて論点整理をし、さらに技術的側面からの解説と検討を行う」ための緊急学習会を開催した。「マイナンバーカード」を「図書館カード」として使用することについての論点・課題整理」を公表し、6月には「システム仕様（案）の内容・課題について」と付して改定を行った。

○ 図書館問題研究会 「マイナンバーカード」の図書館利用に関しアピールを公表

2017年3月6日、図書館問題研究会は、全国委員会「マイナンバーカード」を図書館カードと

して使用することについて慎重な検討を求めるアピール」を公表

○ 千葉市図書館、マイナンバーカードで図書の貸出が可能に 暗証番号の入力などは不要

2017 年 6 月 1 日、千葉市図書館は、マイナンバーカードで図書の貸出が可能となったと発表。マイナンバーカード内の利用者証明用電子証明書の発行番号のみを抜き出し、図書館の利用者番号と紐付けて登録する方式の利用者認証を採用し、暗証番号の入力や、外部ネットワークとの接続などは不要。マイナンバーカードの個人情報は利用しない。

3. その他の図書館の自由に関する事例より

○ 大阪府立図書館 メールサーバーへの不正アクセス 即時対応 セキュリティ強化

大阪府立図書館は、2016 年 11 月 25 日、同館 WEB サイトで同館メールサーバーへの不正アクセスが 11 月 24 日にあったが即時的に対応をとった旨を発表した。さらに、2017 年 1 月 10 日、年末 12 月 27 日午前 5 時頃から同館メールサーバー内に約 22 万通の送信前の迷惑メールの蓄積のあることを 1 月 6 日に確認し、セキュリティを強化した旨を同館サイトで公表した。

○ 佐賀県武雄市 「ツタヤ図書館」批判の投書、市幹部らが投稿者宅を訪問 市民に圧力

「佐賀県の武雄市図書館に関して、市民が市の施策を批判する投書を新聞にしたところ、「事実誤認」があるとして市幹部らが投稿者や家族を訪問した。市議会一般質問でも市議が投稿者を個人情報を変えて批判。こうした直接の働きかけについて「圧力になりかねない」「反論は紙面ですべきだ」という指摘がでている。投稿者は「市図書館・歴史資料館を学習する市民の会」代表を務めている同市の 70 代男性。市図書館の郷土史の展示スペースのあり方などについて市政を批判する内容で、3 月 4 日付の佐賀新聞に掲載された。／市こども教育部は、内容の数カ所が市の見解と異なり「事実誤認」だと判断。3 月 6 日に水町直久理事ら 3 人が男性宅を訪れた。男性は「一部説明不足や数字の誤りはあったが、自分の主張に間違いはない」などと話したという。翌 7 日には諸岡隆裕・こども教育部長が男性の家族の職場に行き、投稿内容

について説明した。」(2017.3.30 付け朝日)

○ 学校史・学校記念誌の被害問題 日本図書館協会 記者発表

2017 年 5 月はじめから、新聞報道などで全国各地の図書館での学校史・学校記念誌へのページの切り抜きなどの被害報道が相次いだことを受け、日本図書館協会は都道府県立図書館に対し、各県で実施した被害調査について結果について問い合わせ、47 都道府県立図書館から回答があった。5 月 18 日現在で全国 27 都道府県、65 図書館において、同様の被害があったとの報告が寄せられた。日本図書館協会では、5 月 19 日に、この調査の集計結果について記者発表を行うとともに、ホームページ上に公開し、併せて理事長名の声明を発表した。声明では人々の共有財産である図書館資料が大切に扱われ、自由な利用が確保され、その財産を後世の人々に伝えられるよう訴えている。

○ IFLA が「偽ニュースを見極めるには」をサイトに掲載、図書館等でポスター利用を

国際図書館連盟 (IFLA) は「偽ニュースを見極めるには」をサイトに掲載し利用者への情報リテラシーの喚起を呼びかけている。そこでは、情報源を検討する、本文を読む、著者や日付を確認することなどを示し、最後に専門家に尋ねよう、と情報探索の専門家である司書の役割を示している。情報社会を生きる上で批判的思考が重要であり、そのことについて喚起することは図書館の使命であるとして、8 つの簡単な手順が示されたポスターを、図書館や地域社会、SN で、ダウンロードしたり印刷したりして活用することを推奨。名古屋市西図書館では、さっそくポスターを館内数か所に掲示している。

○ 京都市立図書館 寄贈された桑原武夫氏蔵書の廃棄されていたことで職員を処分

京都市は京都大学名誉教授で仏文学者の故桑原武夫氏蔵書のうち 1 万冊余を寄贈されていた。蔵書を 2015 年に誤って廃棄したことで、担当の当時右京中央図書館副館長(現市教委図書館統括担当部長)を減給 6 か月の懲戒処分としたと、京都市教育委が 2017 年 4 月 27 日に発表した。蔵書は 1988 年に遺族から寄贈され、京都市国際交流会館で公開していたが、2008 年に右京中央図書館

に移管、翌年に向島図書館で保存。2015 年向島図書館改修の際、他の不要本とともに廃棄されたという。廃棄は副館長が判断し施設運営課長が最終決定する規則だが、実質には副館長に任されていたと報道されている。

○ 図書の登録申込書の性別欄について

石川県金沢市立図書館では、2017 年 7 月から、貸出カードの登録申込書では、男女を区分する性別欄に「記入は任意」との記載を新たに加えた。平成 28 年 12 月市議会定例会で、「性的マイノリティの理解促進と対応の具体的施策として不必要な性別欄撤廃を求め、市立図書館の登録申込書についても、日本図書館協会の「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」を引いて合理的配慮が必要」との質問があった。市長は、図書館の申込書では記入は必須ではない旨答弁したが、図書館では「記入は任意」と加えることで、必須ではないことを明確に示すことにした。

多賀城市議会でも、平成 28 年第 1 回定例会（2 月 23 日）での「多賀城市図書館利用申込みの性別欄削除と図書館利用券に通称名使用許可を」との質問に対し、教育長は市としてどう向き合っていくか検討すると答弁していた。

○ 登別市立図書館で憲法集会のチラシ 無断処分（配布拒否）

2017 年 3 月末、北海道登別市立図書館で、市民が図書館の許可を得て置いてあった 4 月 16 日に室蘭市市民会館で開かれる憲法講演会のチラシを、図書館職員が無断で処分していたことが判明した（2017.5.2 付け朝日）。市教育委員会が市民会館での掲示を不許可にしたため、「市教委の意向を付度した」という図書館長。その際、チラシを置いた市民への説明はなかった。この市民からの質問に講師の憲法学者は、「表現の自由と国民の知る権利から、役所は空いていたら掲示板であれ、会場であれ貸さないといけない」と即答している。この集会に関して、主催団体は登別市役所や市民会館などへのチラシの掲示を断られ、共催団体も、室蘭市の公共施設など数カ所で掲示不許可とされた。

○ 北杜市中央図書館 市民団体のニュース掲示拒否 撤回

山梨県北杜市中央図書館が、中部横断自動車道の建設に反対する市民団体のニュースの掲示を拒否した問題で、同図書館は掲示を再開した。17 日に開かれた市図書館協議会で報告された。「中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会」は、隔月発行するニュースを今年 4 月号まで市内の図書館のチラシコーナーなどに 10 部ずつ置いていた。しかし、4 月に市防災指導監から着任した新館長は「一方のスタンスに立ったものだ」として、6 月号から掲示を拒否した。この問題は市議会でも取り上げられ、市は新たな基準を作って来春から運用する方針を決定。掲示は再開された。（2016.11.18 付け朝日）

○ 三重県桑名市図書館で原爆写真展の写真 一部を撤去

「三重県桑名市が毎年、被爆者団体と共催している原爆写真展をめぐり、例年展示されていた遺体などの一部の写真が、今年は市の判断で展示されず、団体側が市に抗議していたことがわかった。」（2017.8.11 付け朝日）例年、図書館も入る「くわなメディアライヴ」1 階の多目的ホールで日本被団協作成の「原爆と人間」の写真パネルを展示しているが、「今年はより多くの人に見てもらおうと、4 階の図書館ギャラリースペースに変更。その際、長崎の原爆で黒こげになった子どもの遺体や、背中が焼けただれた少年の写真など、昨年まで展示した 10 枚を取りやめ、開催日前日の 7 月 31 に、一部を展示しないことを支部側（「三重県原爆被災者の会」桑名支部）に伝えたという」（同・朝日）

4. 図書館の自由に関連する事例

——言論・出版関係他

- 『日本会議の研究』（扶桑社） 東京地裁 出版差し止め仮処分決定
書協、雑協 『日本会議の研究』出版差し止め命令に抗議声明
- 『大東亜忍法帖 下』荒山徹著 発売中止 著者反発
- 沖縄県立博物館・美術館の講堂使用を不許可 適用誤り謝罪
- 群馬県立近代美術館で作品が撤去される
- 千葉県文書館 文書の誤廃棄

- 内閣府サイト 災害教訓報告書を一時「削除」
- LINE 捜査機関による情報の開示請求について
対応状況を公表
- 日本新聞協会 「改正個人情報保護法」に関して
声明を公表
- 最高裁 令状なしの GPS 捜査は違法と判決
etc.

5. 委員会サイトに「図書館の自由通信」「こんなとき、どうする？」新設

【報告】

図書館利用のプライバシー保護ガイドライン の策定に向けて

松井正英

日本図書館協会図書館の自由委員会委員
長野県茅野高等学校学校司書

ガイドラインの検討を始めるまでの経緯

「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」では、「図書館は利用者の秘密を守る」が新たに主文に位置づけられた。さらに、1980年に採択された「図書館員の倫理綱領」においても、「利用者の秘密を漏らさない」ことは「図書館活動に従事するすべての人びとに課せられた責務である」と確認している。

80年代に入って図書館業務の機械化が進むと、コンピュータに記録・蓄積される個人情報に対して関心が向けられるようになってきた。こうした動きを背景に、日本図書館協会は1984年5月の総会で「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」（以下、84年基準）を議決した。また、図書館の自由に関する調査委員会（当時）は、この基準の検討過程で問題となった論点について、「『貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準』についての委員会の見解」（以下、委員会見解）を同年10月に公表した。

その後のICTの進歩はめざましく、コンピュータの性能が向上し、高度なデジタルネットワーク環境が発達する中で、それまで想定していなかった多くの課題が生まれてきた。また、人々のプライバシーに関する意識も大きく変わってきた。

実際に、貸出履歴を活用したリコメンドや読書通帳のサービスを取り入れた図書館が出てきている。また、利用者のプライバシーをめぐって、いくつか

の事例も生じている。2008年には、練馬区立図書館が資料の汚破損対策として、返却後も一定期間貸出履歴を保存しているということが明らかになった。2010年には、岡崎市立中央図書館がホームページへの過剰なアクセスで業務を妨害されたとして、サーバへのアクセスログ等を警察に任意提出し、利用者が逮捕されるということがあった。同じ岡崎では、システム管理業者のミスによって、利用者データが他館に流出するという事件も起こった。

米田渉氏は『図書館雑誌』2011年7月号に『「図書館の自由に関する宣言」についての提言』を発表した。米田氏はその中で、利用者の秘密を守る原則の重要さは変わらないとした上で、コンピュータをめぐる状況の変化や利用者の要求に対応して、「84年基準」及び「委員会見解」を再検討することを提案した。具体的には、サーバホスティング・クラウドの利用に関するルール作り、貸出履歴データの取り扱い、アクセスログの取り扱いなどについて、館種を越えた議論を行うことが必要だとしている。

連続セミナーの開催

図書館の自由委員会では、こうした課題に対応するために新たなルールや方針作りを行う必要があると考えた。そこでまず、議論の前提となる一定の知識を共有するために、館種を越え、さらに図書館以外の分野の方も交えて、連続セミナー「みんなでつくる・ネットワーク時代の図書館の自由」を企画した。セミナーは、プレ企画を含めて計5回開催した。

セミナーの中で共通して語られたのは、読書事実がプライバシーの中でも表現の自由にかかわる機微情報であること、情報技術に絶対はなく、脆弱性がないという状態はあり得ないことなどである。プライバシー概念の変化に関しては、これからは公権力だけでなく企業による活用も問題になってくること、個人の特定性を減らしても複数データの組み合わせで機微情報が露わになることなどが話題になった。また、コンピュータのログについては、ログを残さないとシステムを管理できないこと、貸出システムで貸出記録が消えてもログに記録が残っていること、ログの利活用については、匿名化等のプライバシー保護上のルール化を前提としつつ、利用者からの利活用要望への個別的対応によりプライバシー問題を回避できる可能性などが示唆された。

連続セミナーとは別に、図書館の自由委員会では、監視カメラの運用規則や読書通帳サービス、マイナ

ンバーカードを図書館カードとして使用することなどについても調査研究を行ってきている。

IFLA や ALA などの動向

国際的にも、ICT の大きな変化を踏まえて、図書館におけるプライバシー保護に関する宣言やガイドラインがいくつも発表されている。この 2 年ほどに出された主なものは以下のとおりである。

【IFLA】

IFLA Statement on Privacy in the Library Environment (2015.8.14)

「図書館でのプライバシーに関する IFLA 宣言 (2015)」(仮訳 井上靖代 2015.10.31)

【NISO (The National Information Standards Organization)】

NISO Consensus Principles on Users' Digital Privacy in Library, Publisher, and Software-Provider Systems (NISO Privacy Principles) (2015.12.10)

「米国情報標準化機構 (NISO), 図書館, 出版社, ソフトウェア提供システムにおける利用者のデジタルプライバシーについての合意原則 (NISO プライバシー原則)」(日本語訳: 日本図書館協会図書館の自由委員会 2016.7)

【ALA】

Library Privacy Guidelines for E-book Lending and Digital Content Vendors (2015.6.29)

「電子書籍貸出, デジタル・コンテンツ供給業者のための図書館プライバシー・ガイドライン」

Library Privacy Guidelines for Students in K-12 Schools (2016.4.2)

「幼稚園から高校までの児童・生徒のための図書館プライバシー・ガイドライン」

New Library Privacy Guidelines offer strategies for protecting patron data in the digital environment (2016.8.1)

「電子環境における利用者データ保護に関する戦略を提供する新図書館プライバシー・ガイドライン」(以下の 4 つ)

- Library Privacy Guidelines for Public Access Computers and Networks
「利用者端末及びネットワークに関する」
- Library Privacy Guidelines for Library Websites, OPACs, and Discovery Services

「図書館のウェブサイト, OPAC, ディスカバリー・サービスに関する」

- Library Privacy Guidelines for Library Management Systems

「図書館管理システムに関する」

- Library Privacy Guidelines for Data Exchange Between Networked Devices and Services

「ネットワークに接続された機器とサービス間のデータ交換に関する」

ガイドラインの策定に向けて

図書館の自由委員会は、連続セミナーで議論されたことや上述の諸ガイドラインが示している内容を踏まえつつ、「図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」(仮称)の検討を進めてきた。まだ検討途中であるが、現時点での骨子メモについて報告するとともに、参加者のみなさんのご意見を伺いたい。

図書館利用のプライバシー保護ガイドライン (骨子メモ) 2017.7.28 時点

1. はじめに
 - 図書館をとりまくコンピュータネットワークの状況
 - 現代のプライバシーの概念 何を、どう守るのか
 - IT 技術の進歩, 現在の情報システム, ネットワークの状況の中でのガイドラインの必要性
2. プライバシー保護の重要性
 - 図書館の保有する利用者のデータ
 - 利用者の個人情報とプライバシーをまず保護する
(図書館資料に含まれる個人情報は次の段階で)
 - 個人情報保護法で守れないこと
3. どんな場面で個人情報が収集されるか
 - 図書館の利用者情報管理システム
 - 図書館の OPAC
 - 図書館 Web サイトの利用
 - 館内での PC (利用者用端末), ネットワークの利用
4. 収集した情報の管理
 - 適切な管理と不要になった情報の匿名化, 破棄 ← 「読書通帳」との関わり
 - ビッグデータ時代における利用記録の管理・利

第 11 分科会 図書館の自由

活用の是非

- ・国家権力だけでなく商業ベース・民間からの驚異
- ・パスワード, 個人情報の暗号化
- ・第三者との共有, 第三者によるモニタリング
- ・館内のPC (利用者用端末) に残る利用の痕跡, Webサイトの行動追跡への対応
- ・管理権限の限定

5. 収集する個人情報・検索履歴の扱い

- ・自分自身の情報の管理
- ・利用者自身も自分の情報にアクセス・コントロールできる
- ・個人情報の収集はサービス提供のための最小限であること
- ・図書館利用者の選択権とインフォームド・コンセント

利用者が選択できる

→ オプトイン方式, 離脱したい場合はそれまでのデータの破棄が可能

6. 外部とのネットワーク

- ・閉じたシステムではなくなっている
- ・セキュリティ・ポリシー
- ・暗号化
- ・トランザクション (アクセス) ・ログ
- ・インターネットを介しての情報提供サービス
- ・不正なソフトへの対策
- ・マイナンバーカードの考えかた

7. 図書館員のプライバシー意識

- ・プライバシーに関する研修
- ・2011 調査で顕在化したこと
 - 貸出記録の任意開示請求に 55. 8% が応じている
 - 貸出記録以外の図書館利用記録の任意開示請求に 75.3% 応じている
- ・セキュリティに関する技術について学ぶ必要性

8. その他

- ・プライバシーポリシーの公開
- ・監視カメラ (図書館利用の秘密)
- ・利用者に通知する際の配慮 (記載する情報を最小限に)
- ・図書館運営委託, 指定管理者

第 103 回全国図書館大会ホームページ掲載原稿

作成 2017 年 8 月 31 日